

第4章 施策の展開

第1節 施策の基本方向と主な取り組み

全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを実現するため、子どもの幸福を追求する権利を保障し、子ども文化と地域での子育てを支援できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭、地域が連携するとともに、大人と子どもが互いに信頼し合える多様な人間関係づくりに努めていきます。また、箕面市のまち全体で、子どもがのびのびと育つことのできるまち、安心して子どもを育てることのできるまちをめざします。

第1項 家庭・地域における子育て環境の充実

保護者が悩むことの多い家庭教育では、社会からの支援が必要です。近年、家庭と地域の結びつきが弱まっている中で、孤立感を感じる子育て家庭が増えていることから、子育てを身近な地域で支援していくことが重要となっています。しかし、日頃から関係性のある支援先でなければ、子育て家庭は、なかなか悩みを打ち明けたり、支援を受けたりすることに至りません。また、就労や社会参加等をしていない家庭で子育てをしている世帯は、仲間づくりや情報提供、相談支援を特に必要としています。“待つ支援”ではなく、日頃から広く様々な子育て資源を開放していくとともに、“出向く”支援に力を入れていきます。そのほか、生活基盤や健康づくりに対する支援も行います。

都市化や核家族化が進行する中で、子育て家庭が不安や悩みを抱え込むことがないよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭、地域の協働による、地域社会で子どもを育てるコミュニティづくりを進めていきます。

発達上支援を必要とする子どもに対しては、子どもがのびのびと育ち、保護者が安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を子どもの成長段階で途切れることなく実施していきます。

1 家庭・地域における子育て支援

家庭教育に対する支援である「親支援プログラム」や「子育てに関わる講座の開催」等は、親としての意識啓発だけでなく保護者のつながりづくりの場としての機能も果たしていることから、参加を促進するための周知方法を工夫し、関係機関との連携による開催を進めます。

子育て家庭と地域社会をつなぐため、「こんにちは赤ちゃん訪問」等、早期に子育て家庭と関わる事業の充実に取り組みます。また、子育てに関する悩みやストレスを解消するため、家庭に対する情報提供と相談支援として「箕面子育て応援ブックの発行」や「子育てに関する相談窓口の充実」等を進め、相談支援体制の充実に努めます。その他、身近な場所で育児不安を解消するため、地域子育て支援センターでは、“待つ支援”から“出向く”支援に力を入れ、「子育て支援の場の整備」「子育てサロンの開催の支援」「子育てサークル活動の場の提供・活動支援」等による地域における子育て支援を行います。中でも、子育ての仲間づくり

は、親の精神的な安定を図る効果とともに、家庭と子育てに関する情報やサービスとをつなげる役割も期待できることから、積極的に実施していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
親支援プログラム	子ども未来創造局子育て支援課	親同士で子育ての悩みや関心のあることを話し合い、自分に合った子育ての仕方を一緒に学び合うなどの参加型プログラムを実施します。
子育てに関する講座の開催	子ども未来創造局子育て支援課	人権文化センター・生涯学習センター等において、子育てに関する講座を開催します。
新生児・産婦訪問/こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	子ども未来創造局子どもすこやか室	助産師や保育士等の専門職が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、授乳ケア等の支援や子育て情報の提供を行うことで、育児不安を解消するとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげていきます。
（新規）産後ケア事業の実施	子ども未来創造局子どもすこやか室	生後4か月までの母子に対して、医療機関や居宅にて助産師のアドバイス等を受けられる産後ケア事業を実施します。
「箕面子育て応援ブック」の発行	子ども未来創造局子どもすこやか室	妊娠期から小学校入学までの各年齢期に合わせた子育て情報をまとめた「箕面子育て応援ブック」を発行します。関係部局と連携しながら内容の充実をめめます。
子育てに関する相談窓口の充実	子ども未来創造局子育て支援課	子育て支援センターや教育センター相談室、ライフプラザ（総合保健福祉センター）で子育てに関する各種の相談対応を行います。
子育て支援の場の整備	子ども未来創造局子育て支援課	公共施設等において保護者と乳幼児が遊べる場や保護者同士が交流できる場として、キッズコーナーやにぎやかエリア等を整備します。公共施設や公園の改修時等に、可能な限り子育て支援の場を確保します。
子育てサロンの開催を支援	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局子どもすこやか室	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場として、地区福祉会や民生委員・児童委員、主任児童委員が小学校区ごとに開催している「子育てサロン」に、市保健師・保育士を派遣します。関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。

事業名	主管	事業内容
子育てサークル活動の場の提供・活動支援	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局子どもすこやか室	子育て情報サイト「おひさまメール」を通じて、子育てサークルの活動内容を紹介するとともに、子育てサークルに関する情報紙「子育てMAP みのお」を配布します。また、子育てサークルからの依頼に応じて保健師等を活動の場に派遣し、子どもの健康相談や遊びの提供などの活動支援を行います。
地域に飛び出す子育て支援センター	子ども未来創造局子育て支援課	就学前の児童を養育する家庭（特に在宅の家庭）が地域で孤立しないよう、子育て支援センターだけでなく、保育士等が各地域に出張して、未就園児のあそびや交流の場の提供、親同士のつながりづくりをはじめ、子育てに関する講座の開催や育児相談などの、各種の子育てに関する情報提供などを行います。
保育所・幼稚園・認定こども園を活用した子育て支援	子ども未来創造局幼児教育保育室	保育所・幼稚園・認定こども園で、育児・教育相談や子育ての提供を行います。園児保護者以外の方へのPRを積極的に行います。

2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

子育ての安心感を確保する上で経済的負担の軽減は重要であるため、平成29年(2017年)に高校卒業年齢まで拡大した「子どもの医療費の公費助成」や、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し必要な支援を行う「就学援助」を継続して実施します。加えて、世帯の収入が少ないひとり親家庭の生活を安定させるための経済的支援として各種手当の支給や医療費助成、減免制度や貸付等を実施するとともに、生活基盤の安定が図られるよう市営住宅への当選倍率優遇方式の実施や、様々な事情のため、家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努めるとともに、入所家庭の早期自立に向けた支援を実施します。

また、子育てしやすい住居やまちの環境面の充実を図るため、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」の設置促進を図るなど「子育てバリアフリー施設への転換」を進めていきます。

子どもの安全確保は重要な課題であることから、「防犯活動の推進」「地域や関係機関との連携による安全の確保」により意識啓発や保育所などのお散歩コースを含む危険箇所の改善を実施します。今後は、地域による自主的な防犯活動の推進を図ります。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子どもの医療費の公費助成	市民部介護・医療・年金室	高校卒業年齢まで（18歳になる年度の末日まで）の子どもの医療機関ごと（入院・通院、医科・歯科別）の医療費（入院時の食事代は助成対象外）を所得制限なく助成します。
就学援助	子ども未来創造局学校生活支援室	経済的な理由により市立小・中学校への就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学用品費、給食費などを援助します。
奨学資金（貸与・給付）	子ども未来創造局学校生活支援室	経済的な理由により就学が困難な高校生等に対し、奨学資金を貸与・給付します。
児童扶養手当給付事業	子ども未来創造局子育て支援課	高校生までの子どもを養育しているひとり親家庭の父・母等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給します。なお、受給家庭の財政基盤の安定をめざし、手当の毎月支給に向けて国への要望等を行います。
ひとり親家庭医療費助成事業	市民部介護・医療・年金室	ひとり親家庭の親と養育している高校卒業年齢まで（18歳になる年度の末日まで）の子どもにかかる医療費を助成します。
市営住宅入居	みどりまちづくり部営繕課	ひとり親家庭を、当選倍率優遇方式の対象にしています。
母子生活支援施設入所事業	子ども未来創造局子育て支援課	18歳未満の子どもを養育する母子家庭で、経済的な理由等により子どもの養育ができない場合に、母子生活支援施設への入所支援を行うとともに、早期自立に向けて入所後も各種の支援を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来創造局子育て支援課	保育所や学童保育への送迎や親が帰宅するまでの間の子どもの見守りなどの支援を行います。 ひとり親家庭には、減免制度があります。
ちょこっと保育（試行事業）	子ども未来創造局子育て支援課	1歳6か月以上未就学児までを対象に時間単位でお子さんを預けることができる一時保育を行います。保護者のリフレッシュなどでもご利用できます。
保育所、認定こども園等の保育料の無償化等	子ども未来創造局幼児教育保育室	令和元年（2019年）10月から3歳児以上のすべての世帯及び0から2歳児の市民税非課税世帯の保育料が無料になりました。児童扶養手当受給世帯については、市民税非課税世帯に加え市民税所得割額が77,100円以下の世帯も無料となります。

事業名	主管	事業内容
学童保育料の減免	子ども未来創造局放課後子ども支援室	児童扶養手当受給世帯の学童保育料を半額に減額します。
JR通勤定期券割引	子ども未来創造局子育て支援課	児童扶養手当受給世帯は、JR通勤定期券を3割引で購入できます。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	子ども未来創造局子育て支援課	大阪府がひとり親家庭等対象に実施している経済的自立を図るために必要な資金（入学金や授業料等）の貸付事業の申請を受け付けています。
子育てバリアフリー施設への転換	みどりまちづくり部審査指導室	公共建築物及び一定規模以上の民間建築物におけるバリアフリー化を推進します。
「赤ちゃんの駅」の設置	子ども未来創造局子育て支援課	授乳とおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」を市内の公共施設等に設置していきます。
防犯活動の推進	総務部市民安全政策室	青色防犯パトロールを実施、市民安全メールの配信や全小中学校で防犯教室を開催します。犯罪が起きやすい箇所、防犯カメラの死角となる箇所を中心に地域の自主的な防犯活動の推進を図ります。
地域や関係機関との連携による安全の確保	総務部市民安全政策室 子ども未来創造局青少年育成室 子ども未来創造局幼児教育保育室	市民の防犯意識の啓発や安全なまちづくりのための活動を推進します。また、地域の危険箇所等の点検活動や、不審者情報の収集及び関係機関への情報提供を行います。通学路の安全対策に加えて、保育園等のお散歩コースなどの安全対策にも取り組みます。

3 子どもの健康づくり

「妊婦を対象とした健康相談・健康教室」「乳幼児健診・健康相談」「保育所・幼稚園・小学校での口腔衛生」「豊能広域こども急病センターの運営」等による、母子の健康づくりや口腔内の健康づくり、小児救急医療体制の充実は、子育て支援の基盤として重要であるため、より一層推進していきます。

妊娠期から子どもの発達段階に応じた食育の取り組みを充実するとともに、保育所・幼稚

園・認定こども園、関係機関と連携しながら、食育に関する情報提供や啓発等、食育施策の推進を図るとともに、学校では「小中学校9年間を通した食育」の充実を図ります。

学校給食においては、全校で週5日主食を米飯とする「完全米飯給食」を実施するとともに、箕面市内の農家のみなさんが作った野菜を優先的に使用する「地産地消」を進めることで、お米を中心に箕面の野菜を生かしたバランスの良い「日本型の食事」を繰り返し体験し、健康的な食習慣を身につけるよう促します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
妊婦を対象とした健康相談・健康教室	子ども未来創造局子どもすこやか室	妊娠届時等に、助産師や保健師が妊婦やその家族の健康相談等を随時実施しています。なお、必要に応じて支援プランを作成します。また、初めて出産をされるかたに向け、パパママ教室「はじめてパパママになる日のために」を実施します。
乳幼児健診・健康相談	子ども未来創造局子どもすこやか室	生後4か月、1歳6か月、3歳6か月時に、集団健診を実施します。また、地区の子育てサロン・育児サークル・幼稚園等への保健師・歯科衛生士等の出務、相談支援を実施します。
(新規)特定不妊治療費の助成	子ども未来創造局子どもすこやか室	高額な費用を要する特定不妊治療費用を助成することで、経済的負担を軽減し、安心して子どもを産める環境を整えます。
保育所・幼稚園・小学校での口腔衛生	健康福祉部地域保健室 子ども未来創造局学校教育室	歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。
豊能広域こども急病センターの運営	健康福祉部地域保健室	15歳未満の小児急病患者を対象に、土・日曜日、祝日等の休日や夜間の応急的な診療を実施します。また、箕面市立病院においては、月・木～土曜日で、豊能広域こども急病センターの後送病院を担当します。
小中学校9年間を通した食育	子ども未来創造局学校給食室	箕面市内の各学校において、箕面市食育プログラムをベースに、教職員と栄養教諭等との連携によるチームティーチング等で、食育を推進します。

4 発達上支援を必要とする子どもの支援

発達上支援を必要とする子どもの支援に関しては、第3次箕面市障害者市民の長期計画

(みのお‘N’プラン)及び第5期箕面市障害福祉計画・第1期箕面市障害児福祉計画との整合を図りながら推進していきます。

障害がある等、発達上様々な支援を必要とする子どもの療育・支援保育、支援教育の充実を図るため、個別ニーズへの対応や人員体制の強化を図ります。また、保育内容の連続性を担保するために、保育所・幼稚園・認定こども園・療育施設の連携を強化します。就学前には、学校等と引き継ぎを行い、安心して学校生活をスタートできるよう努めます。就学後は、学校等において適切な教育を受けられるよう、職員体制の強化や共生保育・教育を推進し、「障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援」を図ります。また、医療的ケアを必要とする子どもを支援するため、医療・福祉・就学時の教育機関等との連携を進めます。

発達上支援を必要とする子どもがいる家庭への支援にあたっては、相談の充実のため、相談機関の周知、関係機関との連携強化に努めます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
障害児通所支援	子ども未来創造局子どもすこやか室	児童通所支援の利用決定及び通所給付費の支給を行います（児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）。また、児童発達支援事業所あいあい園を児童発達支援センターに位置づけ、就学前児童の療育を行います。
発達障害児への個別療育	子ども未来創造局子どもすこやか室	発達障害児に対し、こども発達支援センター「青空」での個別療育の場を提供します。
発達支援事業「親子教室」	子ども未来創造局子どもすこやか室	発達上支援を要する児童と保護者に対して、遊びの場を提供し、児童の経過観察及び保護者への子育て相談や助言を行います。
支援保育・支援教育の充実	子ども未来創造局幼児教育保育室	発達を支援する必要がある子どもや医療的なケアが必要な子どもについて、保育所や幼稚園での集団の場で保育し発達を促します。関係機関との連携を通じて支援保育・支援教育の拡充を図ります。
臨床心理士による子どもの発達に関する相談	子ども未来創造局子どもすこやか室	臨床心理士が発達相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。また、保育所、幼稚園、学校等を訪問し、個別のケース会議や関係機関等との連携を通じて支援保育、支援教育を推進します。
障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援	子ども未来創造局人権施策室	小学生～高校生年代の障害のある子どもたちの居場所づくり・活動を進める保護者グループへの情報提供など協働して活動の支援を行います。
バリアフリースポーツ教室	子ども未来創造局保健スポーツ室	障害のある子どもを対象に、スポーツに親しむ機会を提供します。既存の教室の定員拡大、指導者の人材確保を図ります。

5 情報、相談体制の整備

「子育てや子どもに関する情報の収集・提供」「子育て支援センター等からの情報発信」等において、市民の自主的な活動も含めて情報発信できるよう、関係機関や市民と連携し情報収集に努めます。「相談体制の充実」に向けては、個別の課題に応じて、より確実に必要な支援に結びつけることができるよう、人員体制の強化、関係機関・地域とのネットワークの定着、学校の組織的対応力の向上を図ります。

児童虐待対応では、子どもの権利擁護の観点から、児童福祉法等に「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と規定され、令和2年4月に施行されたことをふまえ、体罰禁止の考え方と体罰や暴言暴力が子どもの成長に及ぼす悪影響等について啓発を行います。あわせて、面前DVによる心理的虐待が増加していることから、面前DVが子どもの成長に与える悪影響についても啓発を行います。

児童虐待の発生予防・早期発見の観点から、母子保健事業や子ども総合窓口、子育て支援センター、発達支援関連事業と児童相談支援センターの連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。また、児童虐待発生時の迅速かつ的確な対応のために、子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、児童相談支援センターに社会福祉士、精神保健福祉士、教員などの専門資格を有する「子ども家庭総合支援員」を配置し、保護や支援を必要とする家庭のリスク判断や評価を行い、継続的なケースワークの実施に努めていきます。また、客観的な評価や厳しい観点でのリスク判断のため、要保護児童対策協議会の機能を強化し確実な支援に繋がります。

その他、ひとり親家庭については、母子・父子自立相談員による「ひとり親家庭相談」のほか、ひとり親家庭になった場合に向けた養育費や面会交流等についての弁護士による法的な相談を無料で実施します。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
子育てや子どもに関する情報の収集・提供	子ども未来創造局子育て支援課	子育て支援センター等における各事業において子育てニーズを収集・把握し、施策等に反映するとともに、子ども総合窓口等で各種パンフレット等の媒体を活用して、個々のニーズに応じた情報提供を行います。
子育て支援センター等からの情報発信	子ども未来創造局子育て支援課 子どもすこやか室	「子育て応援ガイドブック」の発行、「子育てMAP みのお」の配布、「おひさまメール」で情報提供・発信を行います。 「箕面子育て応援ブック」を乳幼児健診等で配布し、妊娠期から小学校入学までの各年齢期にあった子育ての方法などについて啓発します。

事業名	主管	事業内容
体罰の禁止に関する啓発	子ども未来創造局児童相談支援センター	体罰禁止の考え方と体罰や暴言暴力、面前DVが子どもの成長に及ぼす悪影響や、体罰や暴言暴力を使わない具体的な子育ての方法について、啓発を行います。
児童虐待の発生予防・早期発見の取り組みの強化	子ども未来創造局児童相談支援センター	母子保健事業や子ども総合窓口、子育て支援センター、児童発達支援関連事業と児童相談支援センターが連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 児童虐待を発見しやすい立場にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、医療機関などへ早期発見・早期対応の取り組みの重要性について継続的に周知します。また、民生委員児童委員協議会への子ども見守り名簿の配布や虐待を発見した市民が躊躇なく通報できるための啓発チラシの作成・配布等を通じて、引き続き、地域の見守り体制の強化に取り組めます。
相談体制の充実	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局児童相談支援センター 市民部市民サービス政策室	子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、さまざまな相談に応じ、情報の提供とともに、必要に応じて、支援や関係機関との連絡調整等を行います。 特に、児童相談支援センターにおいては、社会福祉士、精神保健福祉士、教員などの専門資格を有する「子ども家庭総合支援員」の配置のもと保護や支援を必要とする家庭のリスク判断や評価、ケースワークの専門性の向上に努めていきます。 「要連携生活相談」では、心身の保護又は生活の支援が必要な市民を、確実に適切な相談先につなぐことに取り組んでいます。今後も継続して職員のスキル向上に努めます。
要保護児童対策協議会の機能の強化	子ども未来創造局児童相談支援センター	平成30年度、要保護児童対策協議会児童虐待部会に、第三者の委員（大阪府箕面警察署、弁護士、学識経験者）を加え、客観的な評価やより厳しい観点でのリスク度判断を受け、方針の共有と確実な支援の実施に努めています。また、対象児童について、児童の所属に対し、書面によりモニタリングと定期報告の実施について依頼し、児童の見守り体制の強化を図っています。これらの取り組みを継続し、要保護児童対策協議会の機能強化に取り組めます。

事業名	主管	事業内容
ひとり親家庭相談	子ども未来創造局子育て支援課	母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭相談（離婚前・離婚後）を電話や面接により実施します。
ひとり親無料法律相談	子ども未来創造局子育て支援課	定期的に弁護士によるひとり親家庭に特化した無料法律相談を実施しています。

6 地域コミュニティの形成

地域コミュニティの形成を進めるため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「子育てサロンの開催を支援」等をより一層推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	市民部市民サービス政策室	コミュニティセンターが開催する、子どもから高齢者までの世代間交流を目的とした事業を支援します。
子育てサロンの開催を支援（再掲）	子ども未来創造局子育て支援課 子ども未来創造局子どもすこやか室	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場として、地区福祉会や民生委員・児童委員、主任児童委員が小学校区ごとに開催している「子育てサロン」に、市保健師・保育士を派遣します。関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。

7 子どもの人権に関する啓発

子どもの人権に関する理解をより深めるため、「人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施」「啓発冊子の作成」等を行い、人権文化センターの充実を図る中で、学校や関係機関との連携強化、集客の拡大、事業運営に対する市民ニーズの反映を図っていきます。

【主な取り組み】

事業名	主管	事業内容
人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施	子ども未来創造局人権施策室	子どもの人権について考え学ぶ機会として、講演会、フォーラム、パネル展示等を実施します。
啓発冊子の作成	子ども未来創造局人権施策室	人権教育情報紙「はじけるこころ」を年2回発行します。